小牧市議会議案第66号

集団的自衛権の行使容認について国民的議論を求める意見書 の提出について

集団的自衛権の行使容認について国民的議論を求める意見書を地方自治 法第99条の規定により次のとおり提出する。

平成26年6月23日提出

 集団的自衛権の行使容認について国民的議論を求める意見書

政府は、諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 (安保法制懇)」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を閣 議決定する方向で与党協議が進んでいる。

昨今の東アジア情勢、北朝鮮の核開発、尖閣諸島周辺の領海侵犯など我が国を巡る安全保障の環境が変化する中で、集団的自衛権の行使を容認すべきかについて議論を深めることは重要である。また、集団的自衛権の行使容認は、国民生活に影響を及ぼす重要な問題であり、特に航空自衛隊小牧基地のある小牧市にとっては他自治体に増して、影響があることからその議論については市民の関心が非常に高いところである。

よって国においては、集団的自衛権の行使容認の議論については、関係者との十分な意見交換を行うとともに、広く国民の理解が得られるよう 国・政府の更なる努力を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

小牧市議会 議長 伊 藤 宏 行

関係行政機関宛

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣)